

救急救命士の処置範囲拡大について

救急救命士法施行規則の改正に伴い、救急救命士による医師の具体的指示を必要とする救急救命処置(特定行為)の範囲が拡大され、本市消防本部においても新たに2つの処置が、平成27年10月1日から運用開始されています。今後も継続的に救急救命士に対しての教育を実施し、拡大処置を行なうことができる救急救命士を養成して、救命効果の向上を図ってまいります。

- 現在実施可能な特定行為

1. 心肺停止時の乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液
2. 食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスクまたは気管内チューブによる気道確保
3. アドレナリンを用いた薬剤の投与

- 拡大された処置の内容

1. 心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液

血圧が低下して心臓が停止する危険性のある（ショック状態）人や、長時間にわたり狭い空間や機械等に身体が挟まれていた人に対して点滴を行います。

2. 血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与

意識障害のある傷病者のうち、低血糖による症状の可能性が高い傷病者に対し、血糖値測定並びに点滴によりブドウ糖溶液の投与を行います。

（外部リンク）救急救命士法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/topics/tp140204-1.html